

自由民主党 社会福祉推進議員連盟 御中

社会福祉法人制度及び予算、税制に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策委員会委員長 井手之上 優

I 社会福祉法改正(社会福祉法人制度改革)について

- 全国 19,000 の社会福祉法人は、今回の社会福祉法改正の趣旨を受け止め、地域住民の信頼と支持のもと、今後も各地域の福祉基盤の主たる担い手としての役割を果たしていくとともに、経営体制の強化、組織・事業の透明性の向上に努めてまいります。
- 非営利で、公益性の極めて高い社会福祉法人は、これまで地域のセーフティネットとして、制度の狭間におかれた生活問題のある人々への支援・援助を行なってきました。今後、政省令等において社会福祉法人制度改革の詳細が定められますが、さまざまな事業規模・施設業種を経営する社会福祉法人が、地域の増大・多様化する福祉ニーズに対し、主体的、柔軟に、多様な福祉サービス・支援活動が展開できる制度とするよう要望いたします。

II 平成 28 年度社会福祉予算、税制等について

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太の方針）」では、今後 5 年間を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定し、平成 28 年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組むとし、社会保障については高齢化による増加分を除き、増加を前提としない歳出改革に取り組むとしています。
- 一方、福祉ニーズの多様化、深刻化のなかにあって、高齢者福祉、障害者福祉、保育・児童福祉、生活困窮者福祉等の諸改革が平成 27 年度を起点に実施されていますが、今後とも国民の安定した生活基盤の確保のため、各福祉サービスの量的、質的な拡充が必要不可欠です。
- 各制度の平成 28 年度予算確保、及び国民の福祉向上のために、将来にわたり安定的に運営できる財源確保をはかれるよう、下記のとおり要望いたします。

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保
2. 社会福祉法人の公益事業・活動の取組と法人基盤の強化
3. 地域における生活困窮者自立支援における総合相談・生活支援体制の強化
4. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化
5. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充
6. 子ども・子育て支援新制度による保育等施策の拡充と保育の質の向上、社会的養護施策の確実な推進
7. 介護・障害・児童分野の福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化
8. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会

市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉

全国民生委員児童委員連合会

全国社会就労センター協議会

全国身体障害者施設協議会

全国保育協議会

全国保育士会

全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会

全国母子生活支援施設協議会

全国福祉医療施設協議会

全国ホームヘルパー協議会

日本福祉施設士会

全国社会福祉法人経営者協議会

障害関係団体連絡協議会

全国厚生事業団体連絡協議会

高齢者保健福祉団体連絡協議会

全国老人クラブ連合会

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保

(1) 増大する福祉ニーズと質の向上のための平成 28 年度社会福祉関係予算の確保

- ・国は、社会保障支出についても聖域なく見直しに取り組むとし、前年度からの増加を最小限に抑えるとしていますが、人口減少・少子高齢化に伴う福祉、介護、少子化対策の拡充や生活困窮者対策等の増大に対応できる所要の予算確保を図られるよう、要望します。

(2) 消費税増税に向けての社会福祉制度の拡充のための財源の確保

- ・消費税増税分については、社会保障の安定財源確保と充実のため、「国民年金」「医療」「介護」「子ども・子育て」4分野に充当するとされていますが、10%増税に向けては、喫緊の貧困問題等セーフティネット対策の諸施策についても拡充することができるよう、社会保障財政の計画等を検討するよう、要望します。

2. 社会福祉法人の公益事業・活動の取組と法人基盤の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設、社協による公益事業・活動の取組促進

- ・社会福祉法人、福祉施設、社協等が、それぞれに有する資源、機能、専門職員を活かし、公益事業・活動として、地域で暮らす低所得世帯や生活困窮者等への支援を積極的に行うことができるよう、その環境整備を図られるよう、要望します。

① 措置費を含む資金使途の一層の弾力化の実現

- ・社会福祉法改正による公益事業・活動や生活困窮者自立支援などにもとづき、各種制度の狭間にある地域のさまざまな福祉課題・生活課題に積極的かつ先駆的に取り組んでいくため、措置費や保育所運営費について一定の条件のもとで使途の弾力化を図るよう、要望します。
- ・また、複数の施設経営法人と社協が連携・協力して取組を行う場合、資金を出し合うことが可能となるような仕組みを構築する必要がある、その対策を講じられるよう、要望します。

② 定款記載のあり方について

- ・公益事業・活動や生活困窮者支援など制度の狭間にある福祉課題・生活課題に対応する多様な取組を創出するにあたっては、試行的に行うことも必要であり、その際に定款に記載していない事業を実施することについて、画一的に制約するよ

うな過度な行政指導が行われないよう対応を講じられるよう、要望します。

③ 職員配置基準のあり方について

- ・公益事業・活動や生活困窮者支援をはじめとする多様な取組にあたっては、各福祉施設等の定めにある人員配置基準を超える職員体制が必要となることが前提でありますし、中期的には職員の専従規定や配置基準そのもの、たとえば現在は各福祉施設・事業所を単位に定められているものを包括的に配置する等の取扱いを具体的に講じられるよう、要望します。

④ 既存事業との関係について

- ・公益事業・活動や生活困窮者自立支援における「就労準備支援事業」および「就労訓練事業」を拡充するためには、既存の就労移行支援や就労継続支援の枠組みを活用することが有効と考えられるため、当該支給対象者以外の利用を可能とする取扱いを具体的に講じられるよう、要望します。

(2) 社会福祉法人による公益事業・活動の促進に向けた基盤整備

- ・社会福祉法人・福祉施設、社協等による主体的な公益事業・活動や生活困窮者自立支援の取組においては、多様な地域の実情に応じて、当該市町村の社協、民生委員・児童委員等によるニーズ発見や住民参加による生活支援活動との連携が重要な課題であります。
- ・このための地域協議会の設置などにおいては、社協の組織・機能の活用とともに、福祉施設と社協の連携が図られるための基盤整備の具体化を講じられるよう、要望します。

3. 地域における生活困窮者自立支援における総合相談・生活支援体制の強化

(1) 生活困窮者自立支援制度の円滑な本格実施の取組強化

① 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施

- ・当該自立相談支援事業等の職員配置等については、早期発見・早期対応のためのアウトリーチ、多様な福祉課題・生活課題のある人々への就労を含むきめ細かな寄り添い型の支援、さらに新たな支援や各種福祉サービスの開発などの役割が十分果たせるよう、町村部も含めて地方自治体の規模や継続的な相談実績等に応じ十分な予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・また、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施状況は、自治体により格差が生じています。今後、相談・支援の解決策として任意事業の確保は重要であ

り、その普及促進について特段の措置を講じられるよう、要望します。

② 生活困窮者自立支援制度における相談支援員等専門職の研修等の充実

- ・多様で複合的な福祉課題・生活課題のある生活困窮者に対し、包括的な支援を適切に維持、向上させていくためには、相談支援員等専門職の養成研修の充実が不可欠です。
- ・国の養成研修については、相談支援員等専門職が早期に受講できる研修とすることや、職員数の多い自立相談支援事業の相談支援員の研修等については回数増を図るほか、都道府県段階での伝達研修を行う指導者研修の実施の予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、都道府県等において事業実施主体や受託実施機関の連絡調整や、定期的なケース検討会などの研修機会の確保などに、必要な予算措置を講じられるよう、要望します。

(2) 日常生活自立支援事業の体制整備の強化

- ・日常生活自立支援事業は、開始から15年を経て利用者は年々増加し、判断能力の不十分な高齢者や障害者等への支援として、今後とも需要は高まることが想定されており、専門員や生活支援員の体制整備を一層図るための財源措置を講じられるよう、要望します。とくに、平成27年度一部導入の事業費補助については、事業実態を十分に勘案したうえで事業体制を整備するなど、効果的に良質な支援を行っている社協が評価される補助金体系となるよう、要望します。
- ・また、利用者の4割超が生活保護受給者ですが、その利用料が十分に財源措置されていない実態もあり、生活保護関連予算等での予算措置も含めた財源確保を講じられるよう、要望します。

(3) 総合的・横断的な施策展開が可能な地域福祉財源の構築、確保

- ・生活困窮者自立支援事業による自立相談支援や就労支援、学習支援などとともに、介護保険制度の新たな日常生活支援総合事業が開始されるなど、地域コミュニティでの総合相談・生活支援体制の構築とともに、多様な生活支援サービスなどへの住民参加によるニーズの発見、つなぎ、見守り・支援活動の展開も期待されています。
- ・その一方で、社会的孤立などを背景に福祉課題・生活課題が深刻化・多様化するなかであり、対象分野ごと・制度ごとの体制と運営では制度の狭間の課題が生じており、効果的・効率的かつ重層的な地域福祉施策の取組を図るために横断的かつ柔軟な財源措置が講じられるよう、要望します。

- ・とくに、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの配置も含め、制度や分野を超えた個別支援や住民活動や福祉活動の活動が展開できるよう、予算措置等においては、市町村が地域福祉の推進財源を横断的、弾力的、総合的に運用を行うための措置を講じられるよう、要望します。

(4) 生活困窮者自立支援における社会福祉法人・福祉施設による取組促進のための基盤強化

- ・生活困窮者自立支援法施行に伴い、生活困窮状態にある者・世帯等への支援のため、自立相談支援事業や就労訓練事業、中間的就労、学習支援事業等を行う社会福祉法人・福祉施設の機能強化のための基盤整備を講じられるよう、要望します。
- ・生活困窮者就労訓練事業を行う福祉施設・事業所が取り組みやすい環境整備(固定資産税等の非課税〔現状は2分の1課税〕)を講じられるよう、要望します。

(5) 生活福祉資金貸付事業の相談支援機能の強化のための体制整備

- ・生活困窮者等の自立を支援する制度として生活福祉資金貸付事業の果たす役割が増しており、全国の市区町村社協における年間の貸付相談件数は47万件(平成25年度)を数えています。また、生活福祉資金(教育支援資金)の貸付件数は毎年1.4万件を数えるなど、子どもの貧困対策の観点からもその重要性が増しています。
- ・本貸付事業の特長は借受人に対する継続的な相談支援の実施であり、また生活困窮者自立支援制度との連携を実効あるものとするためにも、市区町村社協の相談支援への取組が重要です。このため相談員の配置は不可欠であり、十分な予算措置が講じられるよう、要望します。

4. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化

(1) 平成27年度介護報酬改定を踏まえた介護事業の安定運営のための対策の確保

- ・第6期介護報酬改定の影響について検証が必要であり、これまでの「介護事業経営実態調査」について、調査対象を全施設・事業所とし、調査方法や集計方法を見直すなど、介護の実態と課題を適切に明らかにするとともに、その実態と課題にもとづき、安定的な運営改善のための対策を講じるよう、要望します。

(2) 新たな日常生活支援総合事業等の市町村格差への対応と生活支援サービ

スの充実に向けた対策の強化

- ・新たな介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業は、市町村が持てる社会資源を十分活用し、あるいは創造し、地域の特性に応じて構築していくことが必要です。とくに、新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、地域住民や事業者など多様な主体による多様な生活支援サービスの充実・強化をめざすものですが、一方で居住する市町村によって、各介護サービスや支援内容に格差が生じないように支援策を講じられるよう、要望します。
- ・地域の要援護者に対し、さまざまな地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築により、きめ細かい支援を行うため、行政だけではなく、住民組織、民生委員、老人クラブ、NPO、医療・介護関係者等の専門職はもとより、地域住民等の参加により幅広い担い手の養成や、社会資源の開発および既存資源の連携等を十分に図るために市町村に対し必要な支援策を講じられるよう、要望します。
- ・また、生活支援コーディネーターの養成や協議体の設置に向けて、都道府県等における市町村の実態に即した必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(3) 住み慣れた地域で認知症高齢者の生活の質を維持するためのサービス提供等支援体制の整備

- ・認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進を図るとともに、認知症であっても住み慣れた地域で、生活の質を維持しつつ暮らしていけるよう、市町村をはじめ関係機関・団体や地域住民等幅広い関係者によるまちづくりや、支援体制の量的・質的充実に向けた取組の促進を図られるよう、要望します。
- ・支援体制の構築にあたっては、認知症当事者の意思を十分反映するよう、当事者・関係者への周知や協議の場の確保を図られるよう、要望します。

(4) 地域における総合的・包括的な相談・支援体制の強化

- ・後期高齢者が急増する 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築をめざすなか、地域における総合的・包括的な相談・支援体制の強化が重要な課題です。
- ・とくに、地域包括支援センターは、総合相談・支援機関として中学校区程度を圏域とするセンターの設置（4,557 カ所〔平成 26 年 4 月現在〕→約 10,000 カ所〔中学校区に 1 カ所程度〕）促進が必要であり、あわせて在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化等よりきめ細かな対応が可能となるような機能強化のための対応策を講じられるよう、要望します。また業務量に見合う人員配置や職員の資質の向上を図られるよう、要望します。

(5) 老人クラブ活動等助成費の充実強化

- ・新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、老人クラブによる生きがいつくり、健康づくり等諸活動に包含されるものもあり、新たな介護予防・日常生活支援総合事業の取組にあっては、地域における柔軟で多様な生活支援の強化のための老人クラブ活動を通じた取組と連動させていくなどの対応を講じられるよう、要望します。

5. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

(1) 障害者総合支援法の着実な推進と、施行後3年目途の見直しに基づく対応

- ・障害者権利条約の理念のもとに、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要なサービスの総合的な確保・推進などをはかるために、平成28年度の改正障害者総合支援法施行において、一層の利用者主体の制度・施策としていく対策を講じられるよう、要望します。
- ・とくに、医療的ケア等が必要な重度者への支援体制強化、移動支援の拡充、利用者のニーズを基本とした支給決定や、ニーズに応じた就労支援等が行われるための事業体系の充実など必要な予算を確保されるよう、要望します。

(2) 障害者差別解消法等をふまえた取組の強化、権利擁護体制の拡充

- ・第4期障害福祉計画に係る基本指針に基づく施策の着実な実現が必要であり、福祉施設からの地域生活移行や一般就労への移行と定着の促進の継続、拡充等の関係する予算確保が図られるよう、要望します。
- ・平成28年4月施行となる障害者差別解消法の基本方針で謳われた差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、民間も含めた着実な推進体制の構築を講じられるよう、要望します。
- ・平成25年度に全国の自治体で受けた、養護者による虐待相談・通報件数が4,635件(前年度3,260件)であった実態に照らし、障害者虐待防止法にかかる虐待防止のための体制整備等関係施策の一層の充実を講じられるよう、要望します。

(3) 障害者就労支援施設への官公民需拡大に向けた予算の確保

- ・優先調達推進法による全国の市区町村に定められた義務としての調達方針策定は78.5%の達成率(平成27年1月現在)であり、障害者就労施設等からの積極的な調達の促進を図るための対策を講じられるよう、要望します。
- ・共同受注窓口の体制整備の強化推進が必要であり、窓口設置の継続的支援、円滑な運

営のための新たな補助などにより受注・生産体制を一層強化し、利用者の工賃引き上げに連動させる措置を講じられるよう、要望します。

(4) 障害者の地域生活に資する支援施設・事業所の安定的運営のための予算確保

- ・障害福祉サービス等報酬改定後の障害者支援施設・事業所の運営状況についての確かな把握を行うとともに、小規模な事業所であっても安定的なサービスが実現されるよう自立支援給付費等の関係予算を確保されるよう、要望します。

(5) 障害者の状況に応じたサービスの選択と利用の保障

- ・高齢障害者のニーズや状況に応じた介護保険サービスと障害福祉サービスの連動や利用等が保障される対策を講じられるよう、要望します。

① 65歳以降の高齢障害者によるサービス選択

- ・65歳以降の高齢障害者が住み慣れた地域において安心して暮らし続けるには、生活の継続性を確保することが重要であり、自らの意思で個々の障害程度や状況にあった必要なサービス選択ができるような仕組みとすべきであり、その対策を講じられるよう、要望します。

② 18歳から20歳の障害者のサービス利用の保障

- ・18歳から20歳の間は障害年金による所得補償がないため、自己負担が生じるサービス利用が困難となっています。制度の狭間の障害者のサービス利用について必要な支援策を講じられるよう、要望します。

6. 子ども・子育て支援新制度による保育等施策の拡充と保育の質の向上、社会的養護施策の確実な推進

(1) 恒久財源の早期確保と、人材確保・処遇改善を優先した改善策の実施

- ・今後、7,000億円の確保、さらには消費税以外の3,000億円超を含む1兆円超の財源確保の過程で質の改善が段階的に実施される場合は、保育現場の喫緊の課題である「人材確保」およびこれに直接影響する「処遇改善」への優先的な取組が必要です。
- ・とくに、職員の定着・確保を図るための職員給与の改善(+5%)、保育標準時間認定に対応した職員配置の改善、研修機会の確保、1歳児、4・5歳児の職員配置の改善など、平成27年度予算で実現されなかった「質の改善」に係る事項が早期に実現されるよう、要望します。

(2) 保育の質を高めるための実態に見合った給付の設定

- ・ 11 時間を開所する職員配置に見合った給付と、チーム保育等の保育の質向上のための加配を加算評価することが必要です。

① 開所時間に見合った給付設定

- ・ 保育標準時間（11 時間利用上限）への対応として創設された 3 時間分の非常勤保育士分の基本単価参入分について、11 時間の開所と職員配置の実態に見合った給付となるよう、要望します。

② 教材準備や恒常的な研修時間の確保を可能とする体制構築のための給付設定

- ・ 延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士はその勤務時間のほぼ全てを直接的な保育業務にあたらざるをえません。日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修時間を確保できる業務体制の構築が課題であり、その解消を可能とするチーム保育等のために保育士を加配する保育所について、その取組を評価する加算を創設するよう、要望します。

(3) 社会的養護施策の確実な推進

- ・ 社会的養護関係施設では、虐待を受けた子どもや障害がある子どもの増加、また DV 被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題であり、養育・支援の質の向上のため、「社会的養護の課題と将来像」で提起されているチーム責任者や心理療法担当職員等専門職員の配置拡充等の予算確保を要望します。
- ・ 社会的養護関係施設を退所し進学・就労しても、さまざまな事情から中途退学・離職する子どもも多く、施設入所中からの自立支援と個別的なアフターケアが重要な課題であり、その支援を担う自立支援担当職員等の配置を要望します。また、自立援助ホームの全都道府県設置等の各種支援策の確立のための所要の財源確保を要望します。

(4) 看護師等の児童福祉施設への配置促進

- ・ 保育所、社会的養護関係施設の乳幼児については、疾病等への緊急対応が必要となることも多くなっており、児童福祉施設への看護師等の配置等、児童の健康管理体制が充実されるよう、要望します。

(5) 児童虐待・子どもの貧困等へ対応強化

- ・ 貧困の連鎖の防止に向け、すべての子どもが安定した生活環境のもと、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等、さまざまな世帯の状況に応じたきめ細か

な支援策を総合的に充実させるよう、要望します。

- ・児童虐待（平成25年度相談対応件数73,802件）が増え続けています。対応には、児童相談所、児童福祉施設、民生委員・児童委員、医療機関、教育機関等の関係機関の連携強化とともに、要保護児童対策地域協議会の一層の充実が不可欠です。国が責任をもって、人員配置や職員の専門性の向上等を図るよう、要望します。

7. 介護・障害・児童分野の福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化

(1) 計画的な福祉人材確保施策の推進と福祉・介護職員、保育士等の給与や労働条件の改善、働きやすい職場づくりのための施策の推進

- ・福祉・介護職員処遇改善加算等の実施状況の把握と課題整理を行うとともに、かかる加算等を全職種への適用拡大とするなど処遇改善の抜本的な対策の確立とともに、働きやすい職場づくりのための施策の推進を講じられるよう、要望します。

(2) 国における福祉の仕事のイメージアップに向けた大規模な広報

- ・地域医療介護総合確保基金のもとに、都道府県の人材確保施策の拡充が図られていくことに際し、国における福祉、介護の仕事のイメージアップのための広報活動を継続的に実施されるよう、要望します。

(3) 事業所の認証評価制度の全国的な展開

- ・労働条件の向上等に取り組む事業所を評価する認証評価制度を全国的に進める取組を、国として強力に推進されるよう、要望します。

(4) 離職する介護福祉士の再就職支援に係る情報システム等の財源確保

- ・平成29年4月施行予定の離職介護福祉士の届出制度に必要な業務システム構築及び運用のための予算を確保されるよう、要望します。その際、本年10月先行の離職看護師の届出制度のシステムと同等の機能を有するよう所要の予算確保を要望します。

(5) 社会福祉関係資格取得に必要な科目の相互活用

- ・介護福祉士、保育士、社会福祉士等の国家資格取得においては負担軽減のため、たとえば共通する科目を相互の資格取得に活用できる仕組みとするような検討を、要望します。

8. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

- ・社会福祉法人は、その非営利性・公共性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化のなか、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっています。社会福祉法人制度の基幹の仕組みである現行の社会福祉法人の法人税非課税の税制堅持を要望します。

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

- ・公益目的としての財源供給を細くする軽減税率の見直し、みなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取組拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。